

2019年3月

発行登録追補書類に記載の事項

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2023年3月27日満期 米ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2023年3月27日満期 豪ドル建社債

本書及び本社債に関する2019年3月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2019年3月8日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】	29-外1-11
【提出日】	平成31年3月8日
【今回の売出金額】	トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2023年3月27日満期 米ドル建社債 1億8,980万米ドル (円貨相当額211億9,496万6,000円) トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2023年3月27日満期 豪ドル建社債 1億5,900万豪ドル (円貨相当額124億8,150万円) (株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年3月7日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1米ドル=111.67円及び1豪ドル=78.50円の換算レートで換算している。)

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外1-1	平成29年10月5日	98億7,392万円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-2	平成29年10月5日	83億5,305万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-3	平成30年1月9日	100億8,240万3,000円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-4	平成30年1月18日	334億4,926万円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-5	平成30年4月18日	259億7,232万6,000円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-6	平成30年8月22日	306億2,439万円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-7	平成30年10月11日	33億8,934万3,600円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-8	平成30年10月11日	33億7,179万5,100円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-9	平成30年10月11日	31億1,248万8,000円	該当事項なし	該当事項なし
29-外1-10	平成31年2月19日	253億4,741万1,000円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		1,535億7,639万700円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額-実績合計額-減額総額) 3,464億2,360万9,300円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】

該当事項なし

(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額)

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ） ビーブイ 2023年3月27日満期 米ドル建社債及びトヨタ
モーター ファイナンス（ネザーランズ） ビーブイ 2023年3月27日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億8,980万米ドル
売出価額の総額	1億8,980万米ドル
利率	年率2.53%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億5,900万豪ドル
売出価額の総額	1億5,900万豪ドル
利率	年率2.07%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年3月27日（当日を含む。）から2023年3月27日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年3月27日及び9月27日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき12.65米ドルである。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2019年3月27日（当日を含む。）から2023年3月27日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年3月27日及び9月27日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき10.35豪ドルである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成31年3月8日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMFの判断に変更はない。

以 上